

事務総局会議（第10回）議事録	
日時	平成29年3月14日（火）午前10時00分～午前11時02分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成29年春の藍綬褒章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第1） 2 裁判所会計事務規程及びこれに関連する議決について 笠井経理局長説明（資料第2） 3 刑事鑑定研究会の開催について 平木刑事局長説明（資料第3） 4 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について 平木刑事局長説明（資料第4） 5 犯罪被害者等の置かれた立場，状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 平木刑事局長及び村田家庭局長説明（資料第5） 6 法廷通訳に関する研修の開催について 平木刑事局長説明（資料第6） 7 保護観察に関する連絡協議会の開催について 平木刑事局長説明（資料第7）
結果	◎ 裁判官会議付議 1，2 ◎ 了承 3，4，5，6，7
秘書課長 氏本 厚司	

平成29年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功 勞 業 務	氏 名
-------	---------	-----

調停委員

京都家裁調停委員	調停委員	秋篠 富美子
横浜地裁調停委員	調停委員	池田 正宏
千葉家・地裁調停委員	調停委員	石井 美枝子
元松山家裁調停委員	調停委員	石川 慶枝
福井家裁調停委員	調停委員	大崎 成子
千葉家・地裁調停委員	調停委員	大澤 和代
仙台家裁調停委員	調停委員	小野寺 由利子
東京地裁調停委員	調停委員	嘉藤 良治
新潟家裁調停委員	調停委員	工藤 淳法
長野地・家裁調停委員	調停委員	久保田 昌人
山形地・家裁調停委員	調停委員	小関 寛
長野家・地裁調停委員	調停委員	小林 克彦
千葉家・地裁調停委員	調停委員	御領 恵美子
金沢地・家裁調停委員	調停委員	佐々木 均
名古屋家裁調停委員	調停委員	佐竹 まり子
元鹿児島家・地裁調停委員	調停委員	猿渡 昭子
徳島家・地裁調停委員	調停委員	澤田 和江
松江家裁調停委員	調停委員	島田 滋子
奈良家・地裁調停委員	調停委員	下川 尚子
山口地・家裁調停委員	調停委員	下瀬 豊晴
青森家・地裁調停委員	調停委員	鈴木 和子
水戸家・地裁調停委員	調停委員	高野 洋子

平成29年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
宇都宮地・家裁調停委員	調停委員	立川 たか子
金沢家裁調停委員	調停委員	田中 泰
福井家・地裁調停委員	調停委員	田中 康隆
新潟家・地裁調停委員	調停委員	棚橋 裕子
元釧路地・家裁調停委員	調停委員	田村 裕美
宇都宮地・家裁調停委員	調停委員	坪内 法明
金沢地・家裁調停委員	調停委員	出嶋 隆二
仙台地裁調停委員	調停委員	百々 正幸
前橋家・地裁調停委員	調停委員	中塚 純一
静岡家裁調停委員	調停委員	中村 順子
鹿児島家・地裁調停委員	調停委員	名島 一義
千葉家裁調停委員	調停委員	平野 美鈴
横浜家裁調停委員	調停委員	福岡 初江
東京地裁調停委員	調停委員	藤巻 克平
長野地・家裁調停委員	調停委員	藤森 和敏
佐賀家裁調停委員	調停委員	藤原 須美子
神戸家裁調停委員	調停委員	松浦 弘子
熊本地・家裁調停委員	調停委員	松永 源六郎
大津家裁調停委員	調停委員	松永 純子
前橋地裁調停委員	調停委員	儘田 昌吾
元前橋家裁調停委員	調停委員	丸山 武子
岡山地・家裁調停委員	調停委員	三宅 重文
静岡地・家裁調停委員	調停委員	宮崎 周平

平成29年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功 勞 業 務	氏 名
札幌家裁調停委員	調停委員	目黒 静緒
札幌地裁調停委員	調停委員	八木橋 眞規子
盛岡地・家裁調停委員	調停委員	吉田 久美子
山形家・地裁調停委員	調停委員	吉田 範子

計 49名

平成29年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功 労 業 務	氏 名
-------	---------	-----

補導受託者

京都家裁補導受託者	補導受託者	佐竹 幸夫
-----------	-------	-------

計 1名

最高裁判所規程第 号

裁判所会計事務規程

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 予算及び決算（第十一条—第十三条）
- 第三章 支出の決定及び債務の負担（第十四条—第十六条）
- 第四章 契約等（第十七条—第二十三条）
- 第五章 保管金及び保管有価証券（第二十四条—第三十四条）
- 第六章 物品（第三十五条・第三十六条）
- 第七章 国有財産（第三十七条）
- 第八章 保管物（第三十八条—第四十条）
- 第九章 会計監査（第四十一条）

（平成二九・三・一四経監印）

附則

第一章 総則

(総則)

第一条 裁判所所管の会計事務については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官、分任歳入徴収官代理、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、官署支出官、官署支出官代理、センター支出官、センター支出官代理、契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官、分任契約担当官代理、収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏、分任収入官吏代理、資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏代理、出納員、保管有価証券取扱主任官、債権管理総括機関、物品管理官、物品管理官代理、国有財産事務分掌者、本官設置家裁及び分任官設置簡裁とは、別表第一の下欄に掲げるところによ

る。

（歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲）

第三条 歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理及び分任歳入徴収官代理として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表第二に定めるところによる。

2 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号。以下「予決令」という。）第二十七条第一項に規定する支出済となった歳出の返納金を歳入に組み入れる場合における歳入の徴収に関する事務は、前項の規定にかかわらず、当該経費について予決令第四十条第一項第一号の支出の決定（以下「支出の決定」という。）をした官署支出官に委任する。

3 最高裁判所長官、高等裁判所長官、地方裁判所長又は本官設置家裁の家庭裁判所長（以下「最高裁判所長官等」という。）は、資金前渡官吏に当該資金前渡官吏の支払の原因となる契約を行う分任契約担当官を命ずることができる。

(代理を行う場合)

第四条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理、分任歳入徴収官代理又は分任契約担当官代理は、歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官又は分任契約担当官がそれぞれ次の各号の一に該当する場合に、その事務を代理する。

一 欠けた場合

二 休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けた場合

三 出張、休暇等によりその職務を行うことができないため、事務に支障があると認められる場合

(代行機関)

第五条 最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）、高等裁判所事務局長、地方裁判所長又は本官設置家裁の家庭裁判所長（以下「経理局長等」という。）は、各裁判所に置かれた歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、契約担当官代理及び物品管理官代理の事務の一部を、当該裁判所に置かれた官職を指

定してその官職にある職員に処理させることができる。

2 前項の規定により指定する官職及び処理させる事務は、最高裁判所長官が定めるところによる。

(収入官吏等の任命等)

第六条 最高裁判所長官等は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。以下この条において同じ。）の職員に、収入官吏、分任収入官吏、資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏、収入官吏代理、分任収入官吏代理、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏（以下「収入官吏等」という。）を命ずることができる。

2 収入官吏等が行う事務の範囲は、別表第三に定めるところによる。

3 経理局長等は、その所属する裁判所の職員に命じて、予決令第百十六条第一項及び第二項に規定する検査を行わせるものとする。

(保管有価証券取扱主任官の任命等)

第七条 最高裁判所長官等は、歳入歳出外現金出納官吏又は歳入歳出外現金出納官吏代理に保管有価証券取扱主任官を命ずることができる。

2 保管有価証券取扱主任官が行う事務の範囲については、前条第二項の規定（別表第三の分任官設置簡裁の項を除く。）を準用する。この場合において、前条第二項及び別表第三中「収入官吏等」とあるのは「保管有価証券取扱主任官」と、別表第三中「第六条関係」とあるのは「第七条関係」と、「現金の出納保管」とあり、「歳入歳出外現金の出納保管」とあるのは「保管有価証券の受払保管」と読み替えるものとする。

（債権の管理に関する事務の委任等）

第八条 債権管理総括機関は、経理局長をもって充てる。

2 債権の管理に関する事務について委任する事務の範囲は、別表第四の上欄に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

3 第四条の規定は、別表第四の債権の管理に関する事務を行う職員に準用する。

（国有財産に関する事務等の分掌）

第九条 裁判所の所管に属する国有財産に関する事務の分掌については、別表第五に定めるところによる。

2 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第十条に規定する事務は、前項の

国有財産事務分掌者が分掌する。ただし、国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十二条に規定する国有資産等所在市町村交付金の交付事務のうち、官署支出官が行うべき事務については、この限りでない。

（特別の事情がある場合）

第十条 第三条から前条までの規定により難い特別の事情がある場合には、最高裁判所長官は、これらの規定と異なる定めをすることができる。

第二章 予算及び決算

（経理計画）

第十一条 支出負担行為担当官は、経理局長が定めるところにより、支出を推計し、支出限度を予定するために計算整理した予算の執行計画を、経理計画として作成しなければならない。

（予算の繰越し等の事務の委任）

第十二条 財政法第十四条の三第一項に規定する繰越明許費の繰越しの手続、同法第四十二条ただし書に規定する歳出予算の繰越しの手続及び同法第四十三条の三に規定する繰越明許費に係る翌年度にわたる債務

の負担の手續に関する事務は、これらの手續に係る経費の支出負担行為を行うべき支出負担行為担当官に委任する。

（歳入徴収額計算書又は支出計算書の会計検査院への送付）

第十三条 予決令第二十一条の歳入徴収額計算書、証拠書類その他必要な書類は、歳入徴収官が直接会計検査院に送付するものとする。

2 予決令第二十二条の支出計算書、証拠書類その他必要な書類は、官署支出官が直接会計検査院に送付するものとする。

第三章 支出の決定及び債務の負担

（過年度支出の承認申請）

第十四条 官署支出官は、過年度に属する経費の支出の決定を要するものがあるときは、当該経費の所属年度、科目、金額及び事由を明らかにして最高裁判所長官に承認の申請をしなければならない。ただし、財政法第三十五条第三項ただし書の規定により財務大臣の指定する経費については、この限りでない。

（前渡資金の日計の検閲）

第十五条 資金前渡官吏は、支払の証拠書類に日計を付し、支払の日の翌日に経理局長等又はその指定する職員の検閲を受けなければならない。

(前渡資金の月例検査)

第十六条 経理局長等は、その指定する職員に毎月一回以上資金前渡官吏の保管する現金及び証拠書類を検査させなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、同項の規定による検査をしたときは、その都度、当該指定した者に当該検査の結果を報告しなければならない。

3 高等裁判所事務局長、地方裁判所長又は本官設置家裁の家庭裁判所長は、前項の規定による検査の結果の報告を受けたときは、その都度、経理局長に当該検査の結果を報告しなければならない。

第四章 契約等

(一般競争参加者の資格の定め等)

第十七条 予決令第七十二条、第九十五条及び第九十六条並びに国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号。以下「特例政令」という。）第四条及び第八条に規定する事

務は、経理局長が行う。

（契約担当官等が定める一般競争参加者の資格）

第十八条 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）が、一般競争に付そうとする場合において、予決令第七十三条の規定により資格を定めるときは、当該競争に参加する者の技術的適性、現在の経営状況、過去の契約履行状況等を勘案しなければならない。

（指名競争入札等の承認申請）

第十九条 契約担当官等は、予決令第二百二条の四ただし書、予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）第五条第二項ただし書又は特例政令第十三条第一項ただし書の規定の適用がある場合を除き、指名競争に付すること又は随意契約によることを相当と認めるときは、その事由を明らかにして最高裁判所長官に承認の申請をしなければならない。

（契約審査委員）

第二十条 予決令第六十九条第一項の規定による契約審査委員は、最高裁判所所属の職員のうちから経理局長が指定する。

(総合評価審査委員会)

第二十一条 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条に規定する事項を審査するために、最高裁判所に総合評価審査委員会を置く。

2 総合評価審査委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、経理局長が定める。

(入札監視委員会)

第二十二条 公共工事の入札及び契約の内容について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映させるために、最高裁判所に入札監視委員会を置く。

2 入札監視委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、経理局長が定める。

(契約監視委員会)

第二十三条 物品、役務等（公共工事を除く。）の入札及び契約の内容について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映させるために、最高裁判所に契約監視委員会を置く。

2 契約監視委員会の組織及び権限に関する事項その他必要な事項は、経理局長が定める。

第五章 保管金及び保管有価証券

(定義)

第二十四条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保管金 予納金、保証金、売却代金その他裁判所が法令の規定により保管する現金で、歳入歳出外現金出納官吏が保管するものをいう。

二 保管有価証券 保証金、担保その他裁判所が法令の規定により保管する有価証券で、保管有価証券取扱主任官が保管するものをいう。

三 事務主任官 保管金及び保管有価証券（この号、第二十五条及び第二十八条においては、裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和三十七年最高裁判所規程第三号。以下「保管金等取扱規程」という。）第二条第一項に規定する保管金及び保管有価証券を除く。）に関する事務を取り扱う者をいう。

四 係書記官 保管金等取扱規程第三条に規定する係書記官をいう。

五 電子情報処理組織 歳入歳出外現金出納官吏が保管金に関する事務を処理するため最高裁判所に設置される電子計算機と歳入歳出外現金出納官吏の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織をいう。

(保管金等の提出)

第二十五条 事務主任官は、保管金又は保管有価証券を提出させようとするときは、次に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

一 提出者に、現金又は有価証券を添えて、保管金については最高裁判所長官が定める保管金提出書を、保管有価証券については政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）第五条第一項の政府保管有価証券提出書を、歳入歳出外現金出納官吏又は保管有価証券取扱主任官（以下「出納官吏等」という。）に提出させる方法

二 提出者に、保管金を日本銀行に振り込ませ、保管金領収証書を添えて、保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させ、又は保管有価証券を日本銀行に払い込ませ、政府保管有価証券払込済通知書を添えて、前号の政府保管有価証券提出書を保管有価証券取扱主任官に提出させる方法

三 提出者に、国庫内の移換の手續により保管金を日本銀行に払い込ませ、保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法

四 提出者に、電子情報処理組織を使用して得られた納付番号その他の納付情報により、保管金を日本銀行に振り込ませる方法

2 事務主任官は、他官庁から保管金又は保管有価証券の保管替えを受けるときは、受入通知書（様式について、前項の各提出書に準ずる。）により、又は電子情報処理組織を用いて出納官吏等に受入れの旨を通知しなければならない。

（保管金等の受入通知）

第二十六条 出納官吏等は、保管金又は保管有価証券を受け入れたときは、最高裁判所長官が定める保管票により、又は電子情報処理組織を用いて事務主任官又は係書記官にその旨を通知しなければならない。

（保管金等の払込み等）

第二十七条 出納官吏等は、保管金又は保管有価証券を受け入れたときは、速やかに、これを日本銀行に払い込み、又は寄託しなければならない。ただし、予決令第百三条ただし書に定める場合において、歳入歳出外現金出納官吏が手もとに保管する保管金の額が最高裁判所長官等が定めた金額の範囲内であるときは、この限りでない。

(保管金等の払渡し等の通知)

第二十八条 保管金若しくは保管有価証券の払渡し若しくは保管替えを要するとき、又は保管金若しくは保管有価証券が国庫に帰属したときは、事務主任官は、保管票により、又は電子情報処理組織を用いてその旨を出納官吏等に通知しなければならない。

2 保管有価証券が国庫に帰属したときは、事務主任官は、その旨を歳入徴収官に通知しなければならない。
(払渡し等の通知後の手続)

第二十九条 出納官吏等は、前条第一項又は保管金等取扱規程第六条第一項に規定する通知を受けたときは、速やかに所要の手続をしなければならない。

2 出納官吏等は、保管金又は保管有価証券の保管替えをしたときは、最高裁判所長官が定める保管金保管替通知書若しくは政府保管有価証券取扱規程第十七条に規定する政府保管有価証券保管替請求書により、又は電子情報処理組織を用いて保管替先の出納官吏等にその旨を通知しなければならない。

(歳入歳出外現金の日計の検閲)

第三十条 歳入歳出外現金出納官吏は、歳入歳出外現金の受払いの証拠書類に日計を付し、受払いの日の翌

日に経理局長等又はその指定する職員の検閲を受けなければならない。

(歳入歳出外現金の月例検査)

第三十一条 経理局長等は、その指定する職員に毎月一回以上歳入歳出外現金出納官吏の保管する現金及び証拠書類を検査させなければならない。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

(保管金等の保管)

第三十二条 保管金及び保管有価証券は、金庫その他の堅ろうな容器に納めて保管しなければならない。

(保管有価証券受払簿への登記)

第三十三条 保管有価証券取扱主任官は、最高裁判所長官が定める保管有価証券受払簿に保管有価証券の出納を登記しなければならない。

(保管有価証券等の検査)

第三十四条 経理局長等は、毎年度の三月三十一日(同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。)及び保管有価証券取扱主任官が交替するとき又はその廃止があ

ったときは、その都度、その所屬する裁判所の職員のうちから検査員を命じて、保管有価証券取扱主任官の保管に係る有価証券及び帳簿を検査させなければならない。

2 検査員は、前項の規定による検査をするときは、検査を受ける者その他適当な者を立ち会わせなければならない。

3 検査員は、第一項の規定による検査をしたときは、検査書を二部作成し、その一部を検査を受けた者に交付し、他の一部を検査を命じた経理局長等に提出しなければならない。

第六章 物品

(物品使用職員に対する弁償命令)

第三十五条 物品管理法施行令(昭和三十一年政令第三百三十九号)第四十条に規定する物品を使用する職員に対する弁償の命令は、当該物品を管理する物品管理官の所屬する裁判所(簡易裁判所にあつては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)の最高裁判所長官等が行う。

(物品管理官等に対する検査員の任命)

第三十六条 物品管理法施行令第四十四条第二項又は第三項に規定する検査員は、経理局長等がその所屬す

る裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。）の職員に命ずる。

第七章 国有財産

（国有財産事務分掌者に対する最高裁判所長官の承認）

第三十七条 次に掲げる場合においては、国有財産事務分掌者は、最高裁判所長官の承認を受けなければならない。ただし、最高裁判所長官が定める場合に該当するときは、この限りではない。

- 一 国有財産法第十四条第一号及び第四号から第七号までの規定に該当するとき。
- 二 国有財産の所管換を受けようとするとき、又は所管換をしようとするとき。
- 三 公用財産の用途廃止をしようとするとき。
- 四 国有財産の種目を変更しようとするとき。
- 五 民公有地又は民公有建物の借受けをしようとするとき。

第八章 保管物

（定義）

第三十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保管物主任官 押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）第三条に規定する保管物主任官をいう。

二 民事保管物 保管金等取扱規程第二条第二項に規定する民事保管物をいう。

三 押収物等 押収物等取扱規程第二条に規定する押収物、少年保護事件の証拠物及び医療観察事件の証拠物をいう。

（保管物の月例検査）

第三十九条 経理局長等は、その指定する職員に毎月一回以上保管物主任官の保管する通貨、貴金属、麻薬、銃砲刀剣その他必要と認める物について検査させなければならない。

2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

（民事保管物等の検査）

第四十条 経理局長等は、毎年度の三月三十一日（同日が土曜日に当たるときはその前日とし、同日が日曜日に当たるときはその前々日とする。）及び保管物主任官が交替するとき又はその廃止があったときは、

その都度、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。）の職員のうちから検査員を命じて、保管物主任官の保管に係る民事保管物及び押収物等並びに帳簿を検査させなければならない。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査に準用する。

第九章 会計監査

（会計監査の実施）

第四十一条 会計事務の適正を期するため、経理局長等は、経理局長が定めるところにより監査を実施するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

（最高裁判所会計事務規程等の廃止）

2 最高裁判所会計事務規程（平成二十七年最高裁判所規程第五号）及び下級裁判所会計事務規程（平成七

年最高裁判所規程第一号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、現に前項の規定による廃止前の最高裁判所会計事務規程第三条及び前項の規定による廃止前の下級裁判所会計事務規程(以下「旧下級裁規程」という。)第三条の規定により置かれている歳入徴収官、分任歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理及び国有財産事務分掌者は、それぞれこの規程第三条第一項の規定により指定された歳入徴収官、分任歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理及び物品管理官代理並びに同規程第九条の規定により事務を分掌された国有財産事務分掌者とみなし、旧下級裁規程第三条の規定により置かれている分任契約担当官は、この規程第三条第三項の規定により命じられた分任契約担当官とみなし、旧下級裁規程第三条の規定により現に置かれている分任物品管理官については、当分の間、なお従前の例による。

別表第一 用語の意義（第二条関係）

用語	意義
歳入徴収官	会計法第四条の二第三項に規定する歳入徴収官
歳入徴収官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する歳入徴収官代理
分任歳入徴収官	会計法第四条の二第五項に規定する分任歳入徴収官
分任歳入徴収官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する分任歳入徴収官代理
支出負担行為担当官	会計法第十三条第三項に規定する支出負担行為担当官
支出負担行為担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する支出負担行為担当官代理
官署支出官	予決令第一条第二号に規定する官署支出官
官署支出官代理	支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三条に規定する官署支出官代理
センター支出官	予決令第一条第三号に規定するセンター支出官
センター支出官代理	支出官事務規程第二十七条に規定するセンター支出官代理
契約担当官	会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官
契約担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する契約担当官代理
分任契約担当官	会計法第二十九条の二第五項に規定する分任契約担当官
分任契約担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する分任契約担当官代理
収入官吏	出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一条第三項に規定する収入官吏
収入官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、収入官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
分任収入官吏	会計法第三十九条第二項の規定により、収入官吏の事務の一部の分掌を命ぜられた職員

分任収入官吏代理	會計法第三十九条第二項の規定により、分任収入官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
資金前渡官吏	出納官吏事務規程第一条第四項に規定する資金前渡官吏
資金前渡官吏代理	會計法第三十九条第二項の規定により、資金前渡官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
歳入歳出外現金出納官吏	出納官吏事務規程第一条第五項に規定する歳入歳出外現金出納官吏
歳入歳出外現金出納官吏代理	會計法第三十九条第二項の規定により、歳入歳出外現金出納官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
出納員	會計法第四十条第二項に規定する出納員
保管有価証券取扱主任官	政府保管有価証券取扱規程第一条に規定する政府保管有価証券の受払保管に関する事務を取り扱う職員
債権管理総括機関	債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）第四条第一項に規定する債権管理総括機関
物品管理官	物品管理法第八条第三項に規定する物品管理官
物品管理官代理	物品管理法施行令第八条第五項に規定する物品管理官代理
国有財産事務分掌者	国有財産法第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員
本官設置家裁	下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十条に基づき会計課、経理課又は出納課が置かれた家庭裁判所
分任官設置簡裁	一 東京、八丈島、伊豆大島、新島、八王子、武蔵野、青梅、町田、神奈川、保土ヶ谷、大宮、清水、新津、大阪、伏見、右京、可部、船木、児島、玉島、折尾、上県及び甕島各簡易裁判所 二 一に掲げる以外の簡易裁判所のうち、下級裁判所の設立及び管轄区域

に關する法律（昭和二十二年法律第六十三号）別表第四表に掲げる所在地が同法別表第二表に掲げる地方裁判所の所在地と同一又は地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十四号）別表に掲げる地方裁判所支部の所在地と同一である簡易裁判所を除いたもの

別表第二 歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範圍（第三条關係）

一 歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官及び分任歳入徴収官代理

設置する裁判所	指定する官職				委任する事務の範圍
	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	
最高裁判所	経理局長	代理 経理局長 課長	收官	收官代理	最高裁判所の歳入の徴収に關する事務
高等裁判所	事務局次長	事務局會計 課長			当該高等裁判所の歳入の徴収に關する事務
地方裁判所	事務局長	事務局次長			当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の歳入の徴収に關する事務
本官設置家裁	事務局長	事務局次長			当該本官設置家裁の歳入の徴収に關する事務

庶務課の置かれて いる地方裁判 所の支部	庶務第二課の置 かれて いる地方 裁判所の支部
庶務課長	庶務第二課 長
課長補佐が 置かれてい る場合は、 課長補佐	課長補佐が 置かれてい る場合は、 課長補佐
関する事務 当該支部及びこれと同一所在地の 簡易裁判所（分任官設置簡裁を除 く。）の納入告知の費用を超えな い過料告知費用に係る歳入の徴収 に関する事務	当該支部及びこれと同一所在地の 簡易裁判所（分任官設置簡裁を除 く。）の納入告知の費用を超えな い過料告知費用に係る歳入の徴収

事務部の置かれ	庶務課の置かれて いる分任官設置簡裁	
事務部長	庶務課長	
第二課長	課長補佐が置かれていない場合は、主任 、主任 、會計係長が置かれていない場合は、會計係長 、主任 、課長補佐が置かれていない場合は、課長補佐	課長補佐が置かれていない場合は、主任 、主任 、經理係長が置かれていない場合は、經理係長 、主任 、課長補佐が置かれていない場合は、課長補佐
当該分任官設置簡裁の納入告知の	当該分任官設置簡裁の納入告知の費用を超えない過料告知費用に係る歳入の徴収に関する事務	に関する事務

している分任官設置簡裁					費用を超えない過料告知費用に係る歳入の徴収に関する事務
-------------	--	--	--	--	-----------------------------

二 支出負担行為担当官、官署支出官、支出負担行為担当官代理及び官署支出官代理

設置する裁判所	指定する官職		委任する事務の範囲（設置する裁判所の支部及び出張所のものを含む。）
	支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	
最高裁判所	官署支出官 経理局長	官署支出官代理 経理局総務課長	最高裁判所の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務
高等裁判所	事務局長	事務局次長	当該高等裁判所の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務
地方裁判所	地方裁判所長	司法行政事務について地方裁判所長を代理する職員	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務
本官設置家裁	家庭裁判所長	司法行政事務について家庭裁判所長を代理する職員	当該本官設置家裁の支出負担行為に関する事務及び支出の決定の事務

三 センター支出官及びセンター支出官代理

指定する官職		委任する事務の範囲
センター支出官	センター支出官代理	
財務省会計センター会計 管理部長	財務省会計センター会計管 理部会計事務調整官	裁判所の歳出の支出に関する事務のうち、支出の決定に基づいて行う小切手の振出し又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付の事務

四 契約担当官及び契約担当官代理

設置する裁判所	指定する官職	委任する事務の範囲（設置する裁判所の支部又は出張所のものを含む。）
最高裁判所	契約担当官	
最高裁判所	経理局長	
高等裁判所	経理局長	
地方裁判所	事務局長	
	地方裁判所長	当該高等裁判所の契約に関する事務
	司法行政事務について地方裁判所長を代理する職員	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の契約に関する事務
本官設置家裁	家庭裁判所長	当該本官設置家裁の契約に関する事務

五 物品管理官及び物品管理官代理

設置する裁判所	指定する官職	委任する事務の範囲（設置する裁判所の支部又は出
---------	--------	-------------------------

	物品管理官	物品管理官代理	張所のものを含む。)
最高裁判所	経理局長	経理局総務課長	最高裁判所の物品の管理に関する事務
高等裁判所	事務局次長	事務局会計課長	当該高等裁判所の物品の管理に関する事務
地方裁判所	事務局長	事務局次長	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の物品の管理に関する事務
本官設置家裁	事務局長	事務局次長	当該本官設置家裁の物品の管理に関する事務

別表第三 収入官吏等が行う事務の範囲（第六条関係）

収入官吏等が所属する裁判所	事務の範囲	最高裁判所の現金の出納保管の事務
最高裁判所	最高裁判所の現金の出納保管の事務。ただし、高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。	
高等裁判所	当該地方裁判所（支部を含む。）及び分任官設置簡裁を除く家庭裁判所（支部及び出張所を含む。）及び分任官設置簡裁を除く簡易裁判所の現金の出納保管の事務	
地方裁判所	地方裁判所と同一所在地の高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）及び地方裁判所支部と同一所在地の本官設置家裁支部の歳入歳出外現金の出納保管の事務	
本官設置家裁	当該本官設置家裁（支部及び出張所を含む。）の現金の出納保管の事務。ただし、本官設置家裁支部の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。	
分任官設置簡裁	当該分任官設置簡裁の現金の出納保管の事務	

別表第四 債権の管理に関する事務について委任する事務の範囲（第八条関係）

債権の管理に関する事務を行ふ職員	事務の範囲
歳入徴収官	当該歳入徴収官が所属する裁判所（地方裁判所においてはその管轄区域内にある簡易裁判所及び同一所在地の本官設置家裁以外の家庭裁判所を含む。）の歳入金に係る債権の管理に関する事務
官署支出官	当該官署支出官が支出の決定をした金額の返納金に係る債権の管理に関する事務
資金前渡官吏	当該資金前渡官吏が支払った金額の返納金に係る債権の管理に関する事務
分任歳入徴収官	当該分任歳入徴収官が所属する地方裁判所の支部及びこれと同一所在地の簡易裁判所（分任官設置簡裁を除く。）並びに分任歳入徴収官が所属する分任官設置簡裁の納入告知の費用を超えない過料告知費用に係る債権の管理に関する事務

別表第五 国有財産に関する事務の分掌（第九条関係）

国有財産事務分掌者を設置する裁判所	国有財産事務分掌者	事務の範囲（国有財産事務分掌者を設置する裁判所の支部及び出張所のものを含む。）
最高裁判所	経理局長	最高裁判所が使用する国有財産に関する事務
高等裁判所	事務局長	当該高等裁判所が使用する国有財産に関する事務
地方裁判所	地方裁判所長	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）

本官設置家裁	家庭裁判所長	が使用する国有財産に関する事務 当該本官設置家裁が使用する国有財産に関する事務
--------	--------	--

別表第五記載のほか、国有財産事務分掌者が設置されている二以上の裁判所において使用する国有財産に関する事務の分掌については、次のとおりとする。

一 当該国有財産を使用する各国有財産事務分掌者のうち、最も上級審となる裁判所の国有財産事務分掌者が分掌する。ただし、高等裁判所の支部（知的財産高等裁判所を除く。）が使用する国有財産に関する事務については、当該国有財産を使用する地方裁判所の国有財産事務分掌者が分掌する。

二 地方裁判所と本官設置家裁が使用する国有財産に関する事務については地方裁判所の国有財産事務分掌者が、本官設置家裁と簡易裁判所が使用する国有財産に関する事務については本官設置家裁の国有財産事務分掌者が、それぞれ分掌する。

理 由

裁判所における会計機関の権限及び会計事務に関する重要事項等を整理するとともに、最高裁判所と下級裁判所の会計事務規程を一体として定める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

下級裁判所会計事務規程（平成7年最高裁判所規程第1号）第24条に規定する
保管金の提出の方法及び裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭
和37年最高裁判所規程第3号）第5条に規定する保管金の受入れの方法について
は、平成29年6月末日までの間、最高裁判所長官が別に定めることができる。

(平成29.3.14 刑事局)

刑事鑑定研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成29年6月から平成30年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所又は学識経験者が所属する大学の研究室等
- 4 実施事項 刑事事件の鑑定を巡る諸問題
- 5 参加者 (1) 学識経験者
法医学, 精神医学, 薬理学, 心理学, 分子生物学等を専攻する
大学教授又はこれに相当する学識経験を有する者 1人
(2) 裁判所側
各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官, 裁判所書記官等
各地方裁判所の定める人数

(平成29.3.14刑事局)

心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成29年10月から平成30年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項
- 5 協議員 (1) 各地方裁判所の刑事事件を担当している裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
(2) 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者
各地方裁判所の定める人数

(平成29. 3. 14 刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める
ための研究会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成29年6月から平成30年3月までの間の半日
- 3 場所 各高等裁判所
- 4 実施事項 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等
- 5 参加者 (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに
各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員
各高等裁判所の定める人数
(2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度

(平成29.3.14刑事局)

法廷通訳に関する研修の開催について

名称	主 催 実施庁	期 日	実施事項 対象言語	受講者
① 法廷通訳基礎研修	【主催・実施庁】 各地裁	平成29年4月 から 平成30年3月 の1日間	刑事手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習等 【言語】 各1言語 (東京3言語、大阪2言 語)	通訳人候補者名簿に登載される ことを希望し、かつ、通訳人として の適性を備えていると認め られる者又は通訳人候補者名簿 に登載されている候補者のうち 法廷通訳の経験がない又は少ない者 【受講者】 各地裁で決定
② 法廷通訳セミナー	【主催】 各高裁 【実施庁】 各高裁管内の地裁	平成29年6月 から 平成30年3月 の2日間	刑事手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習、通訳を要する裁判 員裁判の模擬裁判のDV D視聴、座談会等 【言語】 各2言語 (札幌、高松各1言語)	自白事件の法廷通訳であれば難 なく担当することができる者で あって、それほど複雑困難でない 否認事件(裁判員裁判を含む)の法廷通訳を担当するため に実践的な知識及び技能を取得 してもらう必要のあるもの者 【受講者】 各高裁で決定 (計124人)
③ フォローアップセミナー	【主催】 全高裁(共催) 【実施庁】 東京地裁 大阪地裁	平成29年6月 から 平成30年3月 の2日間	複雑困難な否認事件に対 応するための法的知識や 法制度等についての講 義、模擬通訳実習、座談 会等 【言語】 各3言語	ある程度通訳の経験を積んでい る者であって、複雑困難な否認 事件の法廷通訳を担当するため に実践的な知識及び技能を取得 してもらう必要がある者 【受講者】 各高裁で決定 (計72人)

(平成29.3.14刑事局)

保護観察に関する連絡協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成29年12月から平成30年3月の間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 (1) 保護観察の実情について
(2) その他
- 5 協議員 (1) 刑事事件担当裁判官のうち、本庁3名（地方裁判所2名、本庁所在地の簡易裁判所1名）並びに首席書記官、次席書記官及び訟廷管理官等の管理職員のうち1名
なお、実情に応じて、地方裁判所支部の裁判官各1名を協議員とすることは差し支えない。
(2) 主催庁に対応する保護観察所の職員

各地方裁判所の定める人数

なお、保護観察所の職員の人数については、主催庁に対応する保護観察所と協議の上、定められたい。

事務総局会議（第 11 回）議事録

日時	平成 29 年 3 月 21 日（火）午後 2 時 00 分 ～ 午後 3 時 29 分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成 29 年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（資料第 1） 2 家事関係機関との連絡協議会について 村田家庭局長説明（資料第 2） 3 少年関係機関との連絡協議会について 村田家庭局長説明（資料第 3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘 書 課 長 氏 本 厚 	

平成 29 年度外国出張計画

出張

- 1 国際会議 合計 5 人
- (1) 子奪取条約に関する第 7 回運用特別委員会 (オランダ, 約 10 日間)
- 【家庭局】 裁判官 2 人, 一般職 1 名
- (2) 国際司法研修協会 (I O J T) 第 8 回会議 (フィリピン, 約 1 週間)
- 【司法研修所】 裁判官 2 人
- 2 裁判官司法事情研究 合計 7 人
- (1) 日韓交流プログラム (韓国, 約 4 日間) 【秘書課】 3 人
- (2) 捜査・公判協力型司法取引及びその運用に関する実情調査 (米国, 約 1 週間)
- 【刑事局】 1 人
- (3) 捜査・公判協力型司法取引及びその運用に関する実情調査 (ドイツ, 約 1 週間) 【刑事局】 1 人
- (4) 陪審員選任の実情及び運用上の工夫 (英国, 約 1 週間) 【刑事局】 1 人
- (5) 子の監護等に関する親ガイダンスプログラムの運用に関する実情調査 (米国, 約 2 週間) 【家庭局】 1 人
- 3 裁判官短期在外研究 合計 4 人
- 包括調査 (北米, 豪州又はシンガポール, 約 1 か月) 【人事局】 4 人
- 4 一般職司法事情研究 合計 10 人
- (1) 司法事情研究 (北米又は豪州, 約 2 週間) 【人事局】 9 人
- (2) 子の監護等に関する親ガイダンスプログラムの運用に関する実情調査 (米国,

約2週間)【家庭局】

1人

留学

合計39人

1 判事補海外留学研究(1年)

29人

米国×16, 英国×4, カナダ×2, フランス×1, ドイツ×3
ベルギー×1, 豪州×2

2 行政官長期在外研究(2年)

7人

米国×6, 英国×1

3 一般職長期在外研究(1年)

3人

米国×1, 豪州×1, ドイツ×1

(平成29.3.21家三印)

家事関係機関との連絡協議会について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 平成29年4月から平成30年3月までの間で各家庭裁判所の定める日
- 3 場所 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所
- 4 協議事項 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項
- 5 協議員 (1) 各家庭裁判所の家事事件を担当している裁判官，裁判所書記官，
家庭裁判所調査官等 各家庭裁判所の定める人数
(2) 各家庭裁判所管内に所在する関係自治体，福祉関係機関，医療
関係機関，弁護士会その他協議事項に関連する関係機関又は団体の職員
各家庭裁判所の定める人数

(平成29.3.21家三印)

少年関係機関との連絡協議会について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 平成29年4月から平成30年3月までの間で各家庭裁判所が定める日
- 3 場所 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所
- 4 協議事項 少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項
- 5 協議員 (1) 各家庭裁判所の少年事件を担当している裁判官, 裁判所書記官,
家庭裁判所調査官等 各家庭裁判所の定める人数
(2) 各家庭裁判所管内に所在する少年関係機関(少年鑑別所, 少年院, 保護観察所, 児童相談所, 児童自立支援施設等の少年保護関係機関, 学校, 教育委員会等の教育関係機関, 警察関係機関, 検察庁その他協議事項に関連する関係機関又は団体)の職員
各家庭裁判所の定める人数

事務総局会議（第12回）議事録

日時	平成29年3月28日（火）午前10時00分～午後零時28分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 新裁判官の配置について 中村総務局長説明（資料第1） 2 司法研修所長の代理に関する規程の制定について 中村総務局長説明（資料第2） 3 平成29年春の勲章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第3） 4 ネットワーク裁判官の追加指名について 村田家庭局長説明
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 4
秘書課長 氏本 厚 	

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	大	谷	直	人
裁判官	小	池		裕
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚

第二小法廷

裁判官	寺	田	逸	郎
裁判官	小	貫	芳	信
裁判官	鬼	丸	か	おる
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代子
裁判官	木	内	道祥
裁判官	山	崎	敏充
裁判官	戸	倉	三郎
裁判官	林		景一

(平成29.3.28総一印)

司法研修所長の代理に関する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 司法研修所長の代理に関する規程
- 2 理由

最高裁判所規程第

号

(平成二九・ 総一印)

司法研修所長の代理に関する規程

司法研修所長に差し支えのあるときは、司法研修所教官のうちからあらかじめ最高裁判所長官の指定する者がその職務を代理する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

司法研修所長に差し支えがある場合に備えて、その職務の代理に関する規定を整備する必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

平成29年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
裁判官 15名		
瑞宝 重光章	元東京高裁判事・部総括	稲田 龍樹
瑞宝 重光章	元福岡高裁判事・部総括	小山 邦和
瑞宝 重光章	元名古屋高裁判事・部総括	高田 健一
瑞宝 重光章	元東京高裁長官	富越 和厚
瑞宝 重光章	元知財高裁所長	中野 哲弘
瑞宝 重光章	元名古屋高裁長官	房村 精一
瑞宝 重光章	元大阪高裁判事・部総括	松本 哲泓
瑞宝 重光章	元大阪高裁判事・部総括	三浦 潤
瑞宝 重光章	元東京高裁判事・部総括	渡邊 等
瑞宝 中綬章	元仙台家裁所長	秋武 憲一
瑞宝 中綬章	元水戸家裁所長	雨宮 則夫
瑞宝 中綬章	元富山地・家裁所長	杉森 研二
瑞宝 中綬章	元宇都宮家裁所長	田中 亮一
瑞宝 中綬章	元長崎家裁所長	野崎 彌純
瑞宝 中綬章	元名古屋家裁所長	安江 勤

平成29年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
----	------	-----

簡裁判事 5名

瑞宝 小綬章	元福岡簡裁判事	石橋 厚兒
瑞宝 小綬章	元安城簡裁判事	鬼頭 弘明
瑞宝 小綬章	元大阪簡裁判事	立脇 一美
瑞宝 小綬章	元清水簡裁判事	萩原 榮人
瑞宝 小綬章	元水戸簡裁判事	橋本 ミヤ子

平成29年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
一般職 20名		
瑞宝 小綬章	元司法研修所事務局次長	碓氷 敏昭
瑞宝 小綬章	元高松高裁事務局次長	城戸 文孝
瑞宝 小綬章	元佐賀地裁事務局長	木原 唯男
瑞宝 小綬章	元札幌高裁民事首席書記官	小林 皓一
瑞宝 小綬章	元名古屋地裁民事首席書記官	鈴木 叡毅
瑞宝 小綬章	元広島家裁首席家裁調査官	高森 常弘
瑞宝 小綬章	元岡山家裁事務局長	辻 一正
瑞宝 小綬章	元広島地裁刑事首席書記官	土居 健吾
瑞宝 小綬章	元最高裁訟廷首席書記官	仲村 淳司
瑞宝 小綬章	元大分家裁首席家裁調査官	廣田 蓉子
瑞宝 小綬章	元神戸家裁首席家裁調査官	松島 茂
瑞宝 小綬章	元長野地裁事務局長	三角 正和
瑞宝 小綬章	元大津家裁首席家裁調査官	三輪 善夫
瑞宝 小綬章	元富山地裁事務局長	森 慶之
瑞宝 小綬章	元神戸地裁刑事首席書記官	和田 勉
瑞宝 単光章	元東京地裁技官(車庫長)	柿沼 清
瑞宝 単光章	元大阪家裁技官(電話交換手)	児島 勢津子
瑞宝 単光章	元最高裁技官(電話交換主任)	児島 はつ子
瑞宝 単光章	元秋田地裁事務官(守衛長)	大門 正志
瑞宝 単光章	元横浜地裁技官(車庫長)	蓮池 和夫

平成29年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
弁護士 20名		
旭日 中綬章	元日弁連副会長	飯田 隆
旭日 中綬章	元日弁連副会長	犬飼 健郎
旭日 中綬章	元日弁連副会長	加毛 修
旭日 中綬章	元日弁連副会長	佐野 善房
旭日 中綬章	元日弁連副会長	須須木 永一
旭日 中綬章	元日弁連副会長	錦織 正二
旭日 小綬章	元日弁連理事	大久保 等
旭日 小綬章	元日弁連理事	蔵元 淳
旭日 小綬章	元日弁連理事	小林 達也
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	島田 一彦
旭日 小綬章	元最高裁司法研修所教官	春原 誠
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	坪井 俊輔
旭日 小綬章	元日弁連理事	中西 一宏
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	秦 清
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	彦惣 弘
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	茂手木 雄一
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	森川 幸江
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	守川 幸男
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	山崎 英二
旭日 小綬章	元日弁連常務理事	吉峯 康博

平成29年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
調停委員 33名		
瑞宝 双光章	元佐賀家・地裁調停委員	石橋 ツギエ
瑞宝 双光章	現横浜家裁調停委員	岩倉 泰子
瑞宝 双光章	現仙台家裁調停委員	岩崎 眞弓
瑞宝 双光章	現名古屋地裁調停委員	大野 弥生
瑞宝 双光章	現青森家裁調停委員	工藤 妙子
瑞宝 双光章	現青森家・地裁調停委員	栗澤 洋子
瑞宝 双光章	現函館家裁調停委員	紺井 ちえ子
瑞宝 双光章	現岐阜家・地裁調停委員	齋藤 淳子
瑞宝 双光章	現大阪家裁調停委員	高柳 桃代
瑞宝 双光章	現甲府家裁調停委員	竹野 トキ子
瑞宝 双光章	現千葉家裁調停委員	牧野 直子
瑞宝 双光章	現新潟家裁調停委員	松原 和子
瑞宝 双光章	現福島家裁調停委員	山崎 英子
瑞宝 双光章	現岐阜家・地裁調停委員	鰐部 昌子
瑞宝 単光章	現長野家・地裁調停委員	荒井 次郎
瑞宝 単光章	元東京家裁調停委員	伊藤 誠子
瑞宝 単光章	現前橋家・地裁調停委員	今井 勇
瑞宝 単光章	現大阪家裁調停委員	上島 榮枝
瑞宝 単光章	元長崎地・家裁調停委員	浦 憲治
瑞宝 単光章	元福島地・家裁調停委員	大原 俊一
瑞宝 単光章	元札幌地裁調停委員	久保田 聡子
瑞宝 単光章	現福島家・地裁調停委員	高橋 久美子
瑞宝 単光章	元東京地裁調停委員	田中 直子
瑞宝 単光章	元秋田家・地裁調停委員	那波 百合子

平成29年春の勲章受章者名簿(内定)

勲等	主要経歴	氏 名
瑞宝 単光章	現札幌地裁調停委員	浪田 美智枝
瑞宝 単光章	元横浜地裁調停委員	平田 智子
瑞宝 単光章	現名古屋家裁調停委員	深谷 英治
瑞宝 単光章	元横浜地裁調停委員	船山 洋子
瑞宝 単光章	現東京家裁調停委員	三村 法子
瑞宝 単光章	現青森地・家裁調停委員	森 浩一郎
瑞宝 単光章	現千葉地・家裁調停委員	森山 博介
瑞宝 単光章	現大分地・家裁調停委員	安武 光子

総計 93名